

趣旨

- 戦没者の遺骨収集事業について、「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において、収容された遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けてから現在までの担当部署の認識及び対応についての事実関係の調査及び評価を行うため、「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」の下に「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」による会議を開催（令和元年10月4日設置）

構成員及び補助員

【構成員】

○は主査

熊谷 則一 ○	涼風法律事務所 弁護士
戸部 良一	防衛大学校名誉教授・国際日本文化研究センター名誉教授

【補助員】

相澤 愛	相澤法律事務所 弁護士
阪本 智宏	設楽・阪本法律事務所 弁護士
藤田 太郎	弁護士法人TNLAW鈴木・曾我法律事務所 弁護士

※事務は、厚生労働省大臣官房総務課が行う。

スケジュール

- 第1回（10月10日）～第4回（12月13日）
（※開催の事実・議事要旨は公開。会議の資料・内容は非公開）
- 12月23日の「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」へ報告書を報告予定

調査チームの調査事案

①ロシアの9埋葬地の事例（9月19日報道発表）

※番号は調査チーム報告書における事例番号と対応

・ロシアにある埋葬地について、DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地。

(1) 令和元年7月において相手国（ロシア）との協議に向けた検討を行っていた埋葬地

・DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、更にDNAから見た日本人である可能性の確認に至っている事例（8：ザバイカル州埋葬地）※平成30年8月のDNA鑑定人会議において、DNAから見た日本人である可能性の確認を行った結果として、「日本人の遺骨ではない」、または、「日本人の遺骨ではない可能性が高い」と報告されたもの。

・DNA鑑定人会議において日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地であって、DNAから見た日本人である可能性の確認には至っていない事例（9：ケメロボ州埋葬地、7：クラスノヤルスク地方埋葬地、6：イルクーツク州第7収容所第10部隊等埋葬地、5：ハバロフスク地方中央病院埋葬地）

(2) DNA鑑定人会議発足（平成16年）以後全ての議事録を精査し、鑑定人から指摘がなされていたことを確認した埋葬地

・日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されていた事例（4：ハバロフスク地方マンガクト駅地区埋葬地、3：ハバロフスク地方ヴァニノ地区埋葬地、2：イルクーツク州第7収容所第22部隊等埋葬地、1：タンボフ州埋葬地）

②フィリピンの10検体の事例（11月15日報道発表）

※本調査チームの調査過程において判明した事案

・平成22年6月～7月にかけて、フィリピンで2191柱を収容。南方の遺骨においてDNA鑑定が可能かどうかを研究するために、2191柱のうち頭骨に歯が伴っている遺骨から10検体を採取（遺骨は採取後に日本に送還）。

・当該10検体について、DNA鑑定人会議の構成員に鑑定を依頼し、平成23年6月の第38回会議にて日本人の遺骨ではないとの報告があった。

※フィリピンの遺骨収集については、平成22年10月に、収容された遺骨にフィリピン人の遺骨が混入しているのではないかとという報道があったことを踏まえ、平成23年10月に「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」が取りまとめられている。この報告書の中では、この報告書には、フィリピンにあった日本に未送還の311検体のDNA鑑定の結果については検証され、一部の遺骨がフィリピン人のDNAタイプと一致したとされているが、既に送還された遺骨については、フィリピン国立博物館の証明書発行等必要な手続きが行われたことを確認しているのみであり、本事案の10検体の話は触れられていない。

「日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘された後の対応に関する調査チーム」報告書 概要

組織としての対応に対する主な評価

ロシアの9埋葬地の事例

○1～4の埋葬地（平成17年5月～平成21年2月に指摘された事案）

- ・ DNA鑑定人会議（以下「会議」）で日本人ではない可能性を指摘されたが、担当部署は日本人か否かを明確にする手順や遺骨返還の手順、公表の必要性の検討を行わなかった。
- ・ 当時のロシア埋葬地での遺骨収集手順等からみて日本人以外の遺骨の可能性は低いという認識や、鑑定人からの指摘が断定的なものでなかったこと等の事情を総合的に判断すると、担当部署が、上記検討を行わなかったのは一定程度理解できる余地もあり、当時の対応に問題あったと断定できない。
- ・ 不十分な調査・認識に基づく会議での説明等や担当部署内で問題点を検討する体制の欠如、情報共有や引継ぎの欠如等という点について、対処する必要があった。

○5の埋葬地（平成24年6月に指摘された事案）

- ・ 会議で当該埋葬地の遺骨はほぼ日本人ではない旨座長から報告等がなされたが、担当部署は日本人か否かを明確にする手順や遺骨返還の手順、公表の検討を行わなかった。
- ・ 当時のロシア埋葬地での遺骨収集手順等からみて日本人以外の遺骨の可能性は低いという認識や、DNA鑑定は特定の遺族と遺骨とのマッチングのためにあり対応しなくてよいとの思い込み等の事情があったとしても、会議での鑑定人の報告や、担当部署が新規のDNA鑑定の申請を受け付けず判断をしたという事実経過を踏まえると、それ以上のことをしなかった担当部署の対応は、問題意識が低く、感度が鈍いと言うべきであり、指摘を重要な問題と認識し対応を検討すべきだった。
- ・ 担当部署内の問題点を検討する体制の欠如や情報共有や引継ぎの欠如等という点は、担当部署の不適切な対応の要因となっており、対処する必要があった。

○6～9の埋葬地（平成29年12月～平成31年3月に指摘された事案）

- ・ ザバイカル地方埋葬地の遺骨は、会議で遺骨全部が日本人ではないと推測される旨の指摘があり、遺骨の返還方針の検討の必要性を認識したが、その後具体的な対応を取られなかった。
- ・ その他の3埋葬地の遺骨は、会議で日本人ではない可能性を指摘されたが、担当部署は、具体的な対応の検討等を行わず、担当審議官等に対する具体的な相談もなかった。また、4埋葬地とも公表の必要性について担当部署内で検討された形跡はない。
- ・ 担当部署には、遺骨返還は困難な課題という認識等があった。また、ザバイカル地方埋葬地の遺骨については、返還に向けた検討に入っていたことは従前と異なる対応であるものの、結果的に令和元年7月まで検討は進まなかった。この背景には、担当部署内の役割分担やスケジュールが不明確な中、担当職員が問題を抱え込んでしまったことがある。その他の3埋葬地は、日本人ではない可能性にとどまるという事情はあったが、日本人であるか否かの検証手続に着手すべきであった。
- ・ 担当部署には、過去の情報共有や引継ぎの欠如があった。公表については、ロシアとの具体的な協議が行われず公表する段階になかったことが、公表が遅れた原因であり、また、正しい情報が審議官に伝わらず適切な指示がなかったこと等の問題があった。

フィリピンの10検体の事例

（平成23年6月に指摘された事案）

- ・ 会議で10検体は日本人でないと指摘され公表を求められたことについて、担当審議官に明確に伝わらなかったことや、当時の検証報告書に記載されなかったこと等があり、本調査チームの調査で判明するまで厚労省から公表されることはなかった。
- ・ 担当部署は、会議で指摘された当時、遺骨収集の手順を守っていれば十分と認識し、専門家の見解を軽視したために、指摘の認識の重要性を見誤った。
- ・ 担当審議官はこの10検体の件を認識していなかった。
- ・ 担当部署は、検証報告書に10検体の話を記載せず、検証報告書とは別に10検体の検討を行わなかった。その結果、公表するために必要な検討に着手せず、ひいては公表に至らなかったことは、行政の国民に対する説明責任という観点からも問題があった。
- ・ 10検体の件が会議で指摘され、当該会議に出席していた援護企画課長と外事室長は担当審議官等にその件を正確に伝えておらず、また引継ぎもなされていない。情報共有等を行っていれば、10検体の指摘内容が検証報告書に記載され、また、公表についても別途検討された可能性が大きく、担当部署には情報共有や引継ぎの欠如という問題があった。

組織としての課題

- ・ 担当部署の課題として、①科学的所見への適切な対応（体制面の強化）、②引継ぎ・情報共有の徹底、③ネガティブ情報の保存・管理体制の整備、④リスクの検討（コンティンジェンシープランの作成）、⑤研修・啓発の機会確保が必要である。
- ・ 厚生労働省の課題として、担当部署の自律的な対応に加えて、遺骨収集事業の適正確保のための体制整備が必要。具体的には、①積極的な情報公開、②チェック体制の構築が必要である。